

四国ロースクールと山陰法科大学院との共同FDプロジェクト覚書

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科〔通称；四国ロースクール〕と島根大学大学院法務研究科〔通称；山陰法科大学院〕（以下、「両法科大学院」という。）は、適宜共同でFD活動を実施することにより、各教員の教育の質と能力の飛躍的向上を図るとともに、地方の法科大学院における法曹養成教育の質を相互に高めることを目的として、以下のとおり覚書を取り交わす。

1. 両法科大学院は上記の目的を達成するために次に掲げる事業を実施し、これらを奨励および促進することに合意する。
 - (1) 法科大学院教育に関する共同FD会議の開催
 - (2) 両法科大学院におけるFD活動への教員相互の参加と意見交換
 - (3) 各科目担当教員間の相互交流と意見交換
 - (4) 法科大学院教育に関する情報の交換
 - (5) 法科大学院教育に関する共同研究および教育プロジェクトの実施
 - (6) 学術・教育資料および定期刊行物の交換
 - (7) その他上記の目的を達成するために必要なあらゆる事業
2. 両法科大学院は、本覚書に基づきFD活動に関する共同事業を実施するための協議をおこなう。
3. 本覚書は、両法科大学院において法的小および財政的な拘束力を有するものではなく、両法科大学院の設置理念を相互に尊重するとともに、柔軟かつ協力の精神をもって、地方の法科大学院における法曹養成教育の質を向上させることをその基本的合意の内容とする。
4. 本覚書は、両法科大学院の代表が署名した日から三年間の効力を有する。
5. 本覚書の改廃は、両法科大学院の協議に基づくものとし、どちらか一方の発議がなければ自動的に延長される。
6. 本覚書は、本書2通を作成し、四国ロースクールおよび山陰法科大学院が署名押印のうえ各1通を保有するものとする。

本覚書を承認し、以下の通り署名いたします。

四国ロースクール研究科長

中山 充

山陰法科大学院研究科長

藤田 達朗

2010年8月9日



2010年8月11日

